

門司植物防疫所名瀬支所交渉（全農林労働組合鹿児島分会）
議事要旨

1. 日 時：平成30年1月17日（水）17：20～17：35

2. 場 所：名瀬合同庁舎共用会議室

3. 出席者：

（当局側）中川支所長

（組合側）井上鹿児島分会書記長、森鹿児島分会執行委員

4. 要求書：（全農林労働組合鹿児島分会委員長（別添のとおり））

5. 議事概要

（中川支所長）

ただ今から、全農林労働組合鹿児島分会からの要求に基づく交渉を開始する。

交渉を始めるにあたり、出席者を紹介する。

当局側として、名瀬支所長の中川。

職員団体側として、鹿児島分会から井上書記長、森執行委員。

本日の交渉に先立ち、国家公務員法第108条の5の規定に基づき、1月5日に実施した予備交渉において取り決めた事項を報告する。

全農林鹿児島分会から提出された要求事項について「新たな労使関係の構築に関する基本方針について」第3の1の（3）に定められた要件を満たし、交渉の対象とする事項は、『Ⅰ 労働諸条件の改善について』の1及び2の「超過勤務の縮減」の部分、3の「セクシャルハラスメント、パワーハラスメントの防止」の部分、4の「休暇を取得しやすい職場環境整備」の部分、5及び6、『Ⅱ 福利厚生施策の充実について』の「メンタルヘルス対策」の部分、並びに『Ⅲ 新たな人事評価制度について』とし、その他は管理運営事項に該当することから要望事項として整理したので、これを前提に交渉を進めさせていただく。

予備交渉でもお話したが、発言は交渉対象事項に限っていただくよう改めてお願いする。それでは、要求書の趣旨説明をお願いする。

○井上書記長

本日は、お忙しいところ、このような機会を設けていただき感謝申し上げます。

この要求書の内容は、いずれも門司植物防疫所名瀬支所に働く組合員の切実な課題であり、職場で解決できる事項については早急に対応していただくよう要請し、交渉対象事項について支所長より回答をお願いする。

○中川支所長

門司植物防疫所名瀬支所に勤務されている職員の皆様には、日々の業務の遂行に当たって不断的努力をいただいていることに感謝申し上げます。

それでは、交渉の対象とする事項について、回答させていただく。

Iの労働諸条件の改善について、1及び2の「超過勤務の縮減」については、①一人当たりの超過勤務時間が年間360時間を超えないように努める、②管理職員は、勤務時間外になってからの業務指示は行わないように努める、③水曜日は定時退庁日、金曜日は定時退庁促進日とし、その趣旨の徹底を図る、④所内での意見交換や勤務及び業務予定表の作成により、予め日程調整を行う等業務の平準化を図り超過勤務縮減に向けて取り組んでいるところである。

今後とも、定期的に超過勤務縮減の取り組みの検証を行うなど、適切に対応するとともに、超過勤務を命ずる場合は、勤務時間内に行うよう努力してまいりたい。

3のセクシュアルハラスメント、パワーハラスメントの防止等については、秘書課長通知や人事院が作成した「パワー・ハラスメント」を起こさないために注意すべき言動例について（通知）」を職員掲示板等により周知し、その防止に努めている。

4の年次休暇や夏季休暇については、計画的に使用することが重要であるため、①所内の休暇計画表を作成し、各自が記入する、②ゴールデンウィークや夏季休暇の取得の際には、年次休暇と組み合わせて長期連続休暇となるよう努めるなど、職員掲示板や拡大課長・統括官会議、支所月例会等において促しており、職員が休暇を取得しやすい環境づくりを行っているところである。引き続きこうした取り組みを徹底してまいりたい。

5の育児休業及び育児のための短時間勤務については、職員掲示板に制度の概要を掲載するとともに照会があった場合には、丁寧に制度説明を行っているところであり、今後とも制度を適切に運用してまいりたい。

6の管理者と職員のコミュニケーションの重要性は理解しており、今後とも大切にしていまいりたい。

IIの福利厚生施策の充実について、メンタルヘルス対策については、平成22年11月に発出された「農林水産省職員の心の健康づくりのための指針」、平成27年10月からは同指針の改正により、大臣官房参事官（厚生・人事）が策定した「農林水産省職員の心の健康づくりのための運用方針」に基づき実施している。

同運用方針においては、引き続き、心の健康に問題のある職員の早期発見・早期対応のため、職場内の相談体制や外部の専門機関に相談できる体制が整備されており、当所においても職場や専門家が連携して対応している。

職員のメンタルヘルス対策は、円滑な業務運営の観点からも重要な課題であるので、引き続き門司植物防疫所庶務課と連携して対応する考えである。

IIIの新たな人事評価制度について、日常的な指導・助言やコミュニケーションは、人事評価制度にかかわらず、組織内の意識の共有や業務改善等につながるほか、職場

の実情を把握する上で最も基礎的な手段と認識している。

今後とも、日常のコミュニケーションを奨励し、十分理解の得られる人事評価となるよう尽力する考えである。

○井上書記長

ご回答いただき感謝申し上げます。

○中川支所長

本日の交渉を踏まえ、今後とも、職員の皆様の意見にも十分配慮し、職員が安心して働きやすい職場となるよう、引き続き努力してまいりたい。

以上をもって、全農林鹿児島分会からの要求に基づく交渉を終了する。

－以 上－

17全農林鹿児島要求第4号
2017年11月29日

植物防疫所名瀬支所
支所長 中川 智秀 殿

全農林労働組合鹿児島分
委員長 問 屋 耕



要 求 書

農林水産省においては、2014年7月に決定された「国の行政機関の機構・定員に関する方針」に基づき、3年目の定員合理化が実施される中で、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく農政改革など重要課題が進められていますが、職場は連年に亘る定員削減により超過勤務は慢性化しており極めて厳しい労働環境にあります。

このような情勢の中にあつて私たちは、当面する課題を整理し、下記のとおり要求事項を取りまとめました。下記の事項は、組合員にとって切実かつ喫緊の課題です。

貴職におかれては、組合員の生活を維持・改善し国民の期待に応える農林水産行政の円滑な推進を図るため、下記事項の実現に向けて最善を尽くすよう要求します。

記

I 労働諸条件の改善について

1. 門司植物防疫所名瀬支所として、厳格な勤務時間管理体制を確立し、事前命令の徹底、実効のある超過勤務縮減対策の実施により、超過勤務を縮減すること。
また、超過勤務手当については全額支給すること。
2. 定員削減により人員が減少する中、農林水産施策への的確に対応するため、門司植物防疫所名瀬支所として既存業務の抜本的かつ実効ある効率化や非常勤職員の雇用などにより、超過勤務の縮減を図ること。
3. 門司植物防疫所名瀬支所として、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントを根絶するとともに、実効ある防止策の徹底及び相談員制度の機能化を図ること。
4. 門司植物防疫所名瀬支所として、年次休暇や夏季休暇が計画的に取得できるよう啓発を図り、取得しやすい職場環境をつくること。また、諸休暇についても取得しやすい環境整備を図ること。

5. 門司植物防疫所名瀬支所として、ワークライフバランスの確保や育児休業及び育児のための短時間勤務が取得しやすい職場環境の整備を図ること。
6. 門司植物防疫所名瀬支所として、管理者と職員とのコミュニケーションを大切に、明るく働きがいのある民主的な職場を確立すること。

Ⅱ 福利厚生施策の充実について

「農林水産省職員の心の健康づくりのための指針」に基づき、門司植物防疫所名瀬支所におけるメンタルヘルス対策の充実・強化を図り、何でも相談できる職場環境づくりを現場管理者が率先して行うこと。

Ⅲ 新たな人事評価制度について

期首・期末面談にあたっては、評価結果が処遇に活用されることを十分認識し、被評価者への指導・助言を丁寧に行うとともに、日常においてもコミュニケーションを図ること。

以 上